

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）附則第五條第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八條第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十二年二月二十六日から同年六月二十八日まで奈良県商工労働部商業振興課に到着するように提出してください。

平成二十二年二月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ますが村ジョイントショッピングモール
所在地 橿原市中曾司町一〇一ほか
- 二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 五四台

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり
収容台数 五九台（自動二輪車用七台を含みます。）

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり
面積 六四平方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり
面積 一〇五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 届出書添付図面記載のとおり
容量 一二・一立方メートル

（変更後）位置 届出書添付図面記載のとおり
容量 二一立方メートル

2 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 三箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

(変更後) 三箇所

位置 届出書添付図面記載のとおり

三 届出年月日

平成二十二年二月十二日

四 縦覧場所

奈良県商工労働部商業振興課

五 縦覧期間

平成二十二年二月二十六日から同年六月二十八日まで

六 縦覧時間

午前九時から午後五時まで